

令和8年度大井町地域公共交通計画策定調査委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

大井町役場 政策経営課

目次

1 概要	1
2 参加資格	1
3 スケジュール	2
4 担当部署	2
5 質問及び回答方法	2
6 参加申込書の提出	3
7 企画提案書等の提出	3
8 審査方法等	4
9 契約の締結	5
10 その他	6

1 概要

(1) 業務名称

令和8年度大井町地域公共交通計画策定調査委託

(2) 業務目的

大井町では、人口減少や高齢化が進む中、小・中学校の通学手段の確保や高齢者や交通手段を持たない住民に対し、住民ニーズに応じた利便性の向上、公共交通を取り巻く環境や実態に応じた取組みについて、具体的に実施する事業やスケジュールを明確にし、持続可能な公共交通網の構築をめざすため「大井町地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(5) 提案上限額

18,491,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、税制改定された場合には、その時点で法律で定める率の消費税を付加する。

2 参加資格

(1) 参加者

参加者は、本事業を行う能力を有する単独事業者のみとする。

(2) 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。参加資格の審査結果の通知後、契約の締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合は、その時点で当該者の参加を取り消し、提案を無効とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く）でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。

エ 大井町契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を現に受けていないこと。

オ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

カ 十分な事業遂行能力を有していること。

キ 国税又は地方税のいずれも滞納している事業者でないこと。

ク 直近3カ年に地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定に関する契約実績を有すること。

3 スケジュール

(1) 公募開始及び実施要領の公表	令和8年4月 3日 (金)
(2) 質問提出期限	令和8年4月13日 (月) 午後5時必着
(3) 質問回答期日	令和8年4月17日 (金)
(4) 参加申込書提出期限	令和8年4月27日 (月) 午後5時必着
(5) 参加資格確認結果通知	令和8年4月30日 (木)
(6) 企画提案書等提出期限	令和8年5月12日 (火) 午後5時必着
(7) プレゼンテーション審査	令和8年5月20日 (水)
(8) 審査結果の通知	令和8年5月28日 (木) (予定)
(9) 契約締結	令和8年6月上旬 (予定)

4 担当部署

〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

大井町政策経営課 (担当：北村)

電話：0465-85-5003

Email：kikaku@town.oi.kanagawa.jp

5 質問及び回答方法

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。ただし、企画提案書の提出に必要な事項及び事業実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けない。原則として個別対応は行わないものとする。

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書(様式第6号)により質問内容を簡潔にまとめ、大井町政策経営課(前記4参照)宛に電子メールで送信すること。なお、メールのタイトルは「令和8年度大井町地域公共交通計画策定調査委託 質問書(事業者名)」とすること。また、電子メール発信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

(2) 質問提出期限

令和8年4月13日(月) 午後5時必着

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月17日(金)に、大井町ホームページで公表する。

なお、質疑を行った事業者名は公表しない。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）	・・・1部
イ 誓約書（様式第2号）	・・・1部
ウ 会社概要表（様式第4号）	・・・1部
エ 会社案内（パンフレット等）	・・・1部
オ 事業担当者一覧表（様式第5号）	・・・1部
カ 受託実績表（任意様式）	・・・1部

※過去に、地方公共団体等において類似事業を受託した実績（事業名、実施期間等）を記入すること。

キ 納税証明書	・・・1部
---------	-------

(2) 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時必着

(3) 提出方法

郵送または持参（持参の場合は事前電話連絡の上、持参すること）。

(4) 提出先

大井町政策経営課（前記4参照）

(5) 参加資格確認結果は、令和8年4月30日（木）までに書面により通知する。

7 企画提案書等の提出

参加登録をした者は、企画提案書等の提出を次により行うものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第3号）	・・・1部
イ 企画提案書（任意様式）	・・・9部（正本1部、副本8部）

正本1部の表紙には、事業者名を記載し押印すること。副本8部は複写可とする。（ただし、カラー表示がある場合は、カラー複写とする。）なお、提出された資料は返還しない。

また、提出書類を電子データにしてCD-Rで提出すること。

※別紙「企画提案書の作成に係る留意事項」参照

ウ 見積書（任意様式）	・・・1部
-------------	-------

仕様書に基づき、本業務に係る見積書（押印あり）を提出すること。なお、金額は消費税及び地方消費税を含むものとし、仕様書に示された要件を満たすための費用をす

べて見積金額に含めること。

(2) 提出期限

令和8年5月12日(火)午後5時必着

(3) 提出方法

郵送または持参(持参の場合は事前電話連絡の上、持参すること)。

(4) 提出先

大井町政策経営課(前記4参照)

8 審査方法等

審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査及び評価を行う。

参加業者が1者のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査の上、妥当であると判断された場合は、契約候補者として決定する。

(1) 審査基準及び評価点数

審査会において、各提案者の企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、総合的に評価するものとし、審査する際の審査項目、審査基準は次のとおりとする。

審査項目	審査基準
業務実績及び 業務実施体制	・本業務と同種業務の業務実績は広範かつ十分か。類似業務に関する実績は十分か。
	・本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されており、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。
企画提案書等 の提案内容	<業務内容の理解度> ・本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力が優れているか。
	<地域特性の理解度> ・本町の地域特性及び公共交通特性の現状と将来を理解して、具体的かつ実効性がある提案が示されているか。
	<各種調査、分析及び評価> ・調査項目、調査手法が適切かつ、各種調査の活用方法及び調査結果を計画に反映することができる内容が示されているか。
	<計画策定に関する方針・内容> ・本町の地域特性、現在の地域公共交通の課題等を捉えて、業務目的に合致する計画を策定することができるか。策定した計画を進行管理していくことができるか。
	<独自提案> ・業務内容を踏まえつつ、提案者の強みを活かし、仕様書の内容に加え、本町に有益な提案であるか。
	<業務スケジュール> ・業務工程が具体的かつ現実的であるか。

(2) プレゼンテーション審査

提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 実施日時 令和8年5月20日(水) (予定)

イ 実施場所 大井町役場 会議室(予定)

ウ 実施時間 1 提案者40分(予定)

※ プレゼンテーション30分以内、質疑等ヒアリング10分程度

エ 出席者 1 提案者につき3名までとし、管理責任者となる予定の者は原則出席すること。

オ その他 (ア) プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、提案書の差し替え、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(イ) プロジェクター、スクリーンは事務局で準備するが、その他必要な機材は提案者が用意すること。

(ウ) プレゼンテーション及びヒアリングは、個別に行い、非公開とする。

(エ) プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、別途通知する。

(オ) プレゼンテーションの準備は開始時間までに行うこととし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。

(カ) 指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただしやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(3) 審査

プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が評価を行うものとし、総評価得点が最も高かった者を契約候補者とする。

なお、総評価得点の合計が同点であった場合は、審査委員会の協議によって決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の最終結果は、速やかに全参加事業者へ書面により通知するとともに、選定された契約候補者の名称と総評価得点を当町ホームページに掲載する。

9 契約の締結

契約候補者となった事業者との契約は、仕様書及び契約候補者の提案書等の記載事項を基本に細部において協議し、提案上限額内で詳細な業務内容及び契約金額を決定したうえで、随意契約を締結するものとする。なお、提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本事業の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び

削除することがある。また、これにより契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由により契約が締結できない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

10 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、当町が本事業に係る範囲において公表する場合、その他当町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償複製して使用できる。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類については、提出後の内容変更は認めない。
- (5) 提出書類については、受領するのみとし、説明・質問等は受け付けない。
- (6) 参加届を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (7) 以下に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限が守れなかった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 企画提案書の提出から契約までの間に、著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 本プロポーザルの審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、査結果に対する異議申し立てはできないものとする。
- (9) 当町から得た資料及び質疑応答等で得た情報を他に流用・提供することを固く禁ずるとともに第三者への情報漏洩を行わないこと。
- (10) 提案を辞退した事業者ならびに審査の結果、当町との契約に至らなかった事業者は、当町から得た資料などを速やかに処分すること。
- (11) 提出された企画提案書等は、大井町情報公開条例（平成13年大井町条例第26号）に基づく請求の対象となる。